

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

平成25年5月に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布されました。

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政続きでマイナンバーの利用開始を予定していることから、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）についてお知らせします。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の活用について

社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）は、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現することを目的とした制度です。マイナンバー制度の導入により、住民が役場に出す必要がある書類が格段に減ります。たとえば、福祉関係の給付の申請を住民が行う際には所得証明や住民票などの書類を自ら用意する必要がありますが、マイナンバーがあれば、役場の方で関係各機関に照会し必要な情報を取得することができるようになりますので、その手間がかかりません。また、給付が増額されるときなど、これまでは住民自身がそれに必要な証明書を用意して申請しなければならない場合がありましたが、これを役場の方で判断してくれるようになります。所得状況や年金の受給状況などの情報が把握しやすくなるため、本当に困っている人へのきめ細やかな支援の実施などが期待されます。

マイナンバー制度の仕組み

「個人番号（以下「マイナンバー」という。）は、住民票を有する全ての人に12桁の番号が付番され、法人などには13桁の「法人番号」が付番されます。付番された番号をもとに行政機関や地方公共団体などの複数の機関において、同じ人の情報を結び付けて、相互に情報の活用を行います。

マイナンバーについては、全国民に今年10月から住民票に登録された住所に地方公共団体情報システム機構よりマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。

マイナンバーの利用できる範囲

マイナンバーの利用できる範囲は、法律で決められた社会保障（年金の資格取得や確認、給付・医療保険の保険料徴収など）・税（確定申告書など）・災害対策（被害者生活再建支援金の支給など）などの限られた事務とされています。また、市町村がマイナンバーを独自に利用する場合には、社会保障・税・災害対策に類する事務であり、条例に定めることが必要とされます。

個人情報保護

マイナンバー制度が導入されても、個人情報はこれまでと同じように各行政機関等が保有し、必要と認められる場合に限って、情報の照会・提供を行う分散管理と呼ばれる方法で管理されますので、個人情報が特定の機関に集約されることはありません。また、行政機関や地方公共団体を監視・監督する第三者機関の設置、マイナンバーを利用する事務ごとにプライバシーへの影響評価の義務付け、罰則の強化などの保護措置が実施されます。

個人番号カードとは

個人番号カードは身分証明書としての利用や個人番号を確認する場などで利用されます。個人番号カードと個人番号カードに搭載されるICチップには、本人の「マイナンバー」、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「顔写真」などが記録されます。ただし、所得情報などのプライバシー性の高い個人情報は、個人番号カードに記録されません。

個人番号カードの発行及び交付方法

個人番号カードが必要な方は、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）より送付される「通知カード」に同封された、交付申請書に顔写真を添付して機構に返送し、機構からの交付通知受領後に役場窓口で受け取ることが出来ます。

※個人番号カードの発行については義務ではありません。